

LED 道路照明灯灯具及び関連機器の賃貸借契約に係る一般競争入札公告

山梨県中北建設事務所が発注する LED 道路照明灯灯具及び関連機器の賃貸借に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 1 日

中北建設事務所長 高井 達也

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

①LED 道路照明灯灯具

建電協型 KCE100-2 : 18 灯

建電協型 KCE090-2C : 17 灯

建電協型 KCE070-2C : 9 灯

建電協型 KCE070-2 : 12 灯

建電協型 KCE050-2C : 47 灯

建電協型 KCE050-2 : 38 灯

建電協型 KHE-015 : 70 灯

②LED 化に伴い更新する自動点滅器（電子式、受台セット）：35 個（内蔵型可）

③LED 化に伴い必要となるアタッチメント：車道照明 92 個、歩道照明 69 個

(2) 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容であること。

(3) 借入期間

平成 31 年 6 月 1 日から平成 41 年 5 月 31 日まで（120 月）

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

2 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に該当する者を除く。）

エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き 2 年以上営業を営んでいない者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 賃貸借をする機器の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に定めるところにより明らかにした者であること。
- (4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する資格を有し、入札日の前日までに山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会並びに申請書の提出先

(郵便番号) 400-8501
(所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
(機関名) 山梨県出納局管理課調度担当
(電話番号) (055) 223-1395

- (5) 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（役務）のうち、「リース」に係る登録を入札日の前日までに受けている者（以下「登録者」という。）であること。

なお、業種登録の変更を行おうとする者は、入札参加資格の変更に必要な書類を出納局管理課に提出すること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号400-0065 山梨県甲府市貢川二丁目1番8号
山梨県中北建設事務所 道路課
電話055-224-1667
- (2) 入札説明書の交付方法
公告日から平成31年3月8日（金）までの、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の（1）の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格確認申請書の提出方法
公告日から平成31年3月13日（水）までの、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の（1）の場所に提出する。
- (4) 入札説明会の日時及び場所
本件調達では、入札説明会を実施しない。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
平成31年3月22日（金）午前10時
山梨県甲府市貢川二丁目1番8号
山梨県中北建設事務所別館1階 101会議室
- (6) 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 違約金の有無

有

(6) 最低制限価格の有無

無

(7) 前払金の有無

無

(8) 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山梨県条例第90号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。